

中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）交付要綱

（通則）

第1条 中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（以下「業務改善助成金」という。）は、予算の範囲内で交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省・労働省令第6号。以下「交付規則」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この交付要綱において、「中小企業事業者」とは次の各号のいずれかに該当する事業者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が300人以下の事業者であって、次号から第4号までに掲げる業種以外の業種に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が100人以下の事業者であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が100人以下の事業者であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が50人以下の事業者であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

(交付の目的)

第3条 業務改善助成金は、賃金の引上げを行うことを目指し生産性向上、労働能率の増進に資する設備投資等を行う中小企業事業者に対し、その設備投資等に要した費用の一部を助成し、賃金引上げに際しての負担を軽減することにより、最低賃金（最低賃金法（昭和34年法律第137号。以下「最賃法」という。）第4条の最低賃金をいう。以下同じ。）の引上げに向けた環境整備を図ることを目的として交付する。

(対象事業者及び交付額)

第4条 日本国内に事業場を設置している中小企業事業者において、当該事業場における雇入れ後6月を経過した労働者の当該事業場で最も低い時間当たりの賃金額（以下「事業場内最低賃金」という。）を、別表第1の申請コース区分ごとに定める第2欄の引上げ額以上引き上げるとともに、就業規則その他これに準ずるものにより、当該引き上げた者の引上げ後の賃金額を当該事業場で使用する労働者の下限の賃金額とすることを定めた場合であって、生産性向上、労働能率の増進に資する設備投資等を行い、別表第3に掲げる経費（以下「助成対象経費」という。）を支出したときは、別表第1の第4欄に定める引上げ労働者数に応じて、当該事業者に対して、予算の範囲内で業務改善助成金を交付する。

2 助成対象経費の下限は10万円とし、助成金の交付の額は、助成対象経費に別表第1の第3欄に定める助成率を乗じた額又は同第5欄に定める各コースの上限額のいずれか低い額とする。なお、当該額に1,000円未満の端数がある

るときは、その端数は切り捨てる。

3 前項の規定にかかわらず、別途定める生産性要件を満たした場合の助成率は、前項に規定する「別表第1の第3欄に定める助成率」を「別表第2に定める助成率」に読み替える。

4 業務改善助成金は、中小企業事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の対象としない。

一 第6条第1項の決定の日の前日から起算して6月前の日から当該決定の日の属する会計年度の末日又は当該決定の日から6月を経過した日のいずれか遅い日までの間に、以下のいずれかの事実が認められた場合

ア 当該事業場の労働者を解雇した場合（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責に帰すべき事由に基づいて解雇した場合を除く。）、その者の非違によることなく勧奨を受けて労働者が退職した場合又は主として企業経営上の理由により退職を希望する労働者の募集を行い、労働者が退職した場合

イ 当該事業場の労働者の時間当たりの賃金額を引き下げた場合

ウ 所定労働時間の短縮又は所定労働日の減少（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の正常な運営が不可能となった場合又は法定休暇の取得その他労働者の都合による場合を除く。）を内容とする労働契約の変更を行い、月当たりの賃金額を引き下げた場合

エ 助成対象経費を対象として国又は地方公共団体から補助金等の交付その他これに類する助成等を受けている場合

二 様式第1号による申請書の提出日の前日から起算して1年前の日から第6条第1項の決定の日の属する会計年度の末日又は当該決定の日から6月を経過した日のいずれか遅い日までの間に、労働関係法令に違反している

ことが明らか（司法処分等）となった場合

三 様式第1号による申請書及び様式第9号による報告書の提出日から起算して過去3年以内に事業場の所在地を所轄する都道府県労働局長（以下「所轄労働局長」という。）から適正化法第17条に規定する補助金等の決定の取消しその他これに準ずる処分を受けている場合

四 事業者又は事業者が法人である場合、当該法人の役員若しくは事業場の業務を統括する者その他これに準ずる者のうちに暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者がいる事業場、暴力団員が経営に実質的に関与している事業場及びこれらの事業場であると知りながら、これを不当に利用するなどしている事業場等であると認められた場合

五 事業主等又は事業主等の役員等（事業主等が個人である場合はその者、法人である場合は、役員又は支店若しくは営業所等の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行った又は行うおそれがある団体等に属している場合

六 様式第1号による申請書の提出日の属する年度の前年度より前のいずれかの年又は保険年度において、消費税法、法人税法又は所得税法に定める税若しくは労働保険徴収法に定める徴収金のいずれかを継続して滞納している場合（ただし、交付決定までに納付を行った場合を除く。）

七 支給申請日又は支給決定日の時点で倒産（破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てを行っていること又は手形交換所において、その手形交換所で手形交換を行っている金融機関が金融取引を停止する原因となる事実についての公表がこれら金融機関に対してなさ

れていること) している場合

ただし、再生手続開始の申立て（民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に規定する再生手続開始の申立てをいう。）又は更生手続開始の申立て（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に規定する更生手続開始の申立てをいう。）を行い、事業活動を継続する見込みがある場合を除く。

八 不正受給が発覚した場合に、所轄労働局長等が実施する事業主等の公表について同意していない場合

（申請手続）

第 5 条 業務改善助成金の交付を受けようとする事業者は、様式第 1 号による申請書に次に掲げる書類を添えて、別途定める日までに所轄労働局長に提出しなければならない。

一 消費税、地方消費税及び事業者が法人である場合は法人税、個人事業者である場合は所得税に係る納税証明書

二 助成対象経費の見積書

三 第 4 条第 3 項に規定する生産性要件を満たしていることが確認できる書類（業務改善助成金の交付を受けようとする事業者が希望する場合に限る。）

四 助成金を交付する目的に必要な範囲で、所轄労働局長が提出を求める書類

2 前項の申請書に必要な事項が記載され、同項各号の書類が添付された場合は、施行令第 3 条第 1 項の申請書の記載事項及び同条第 2 項の書類が添付されたものとする。

3 中小企業事業者は、第 1 項の助成金の交付の申請をするに当たって、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当

該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定）

第 6 条 所轄労働局長は、前条第 1 項の規定による申請書の提出があったときは、内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、業務改善助成金の交付又は不交付の決定を行う。交付又は不交付の決定をしたときは、前条第 1 項の申請書が到達した日から起算して原則として 1 月以内に様式第 2 号により当該事業者へ通知するものとする。

2 所轄労働局長は、前項による交付の決定を行うに当たっては、前条第 3 項により助成金に係る消費税仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認められた時は、当該消費税仕入控除税額を減額するものとする。

3 所轄労働局長は、前条第 3 項のただし書きによる交付の申請がなされたものについては、助成金に係る消費税仕入控除税額について、助成金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（申請の取下げ）

第 7 条 適正化法第 9 条第 1 項の規定による申請の取下げは、前条の通知を受けた日から 15 日以内に、所轄労働局長に対して書面により行わなければならない。

（契約等）

第 8 条 第 6 条第 1 項の決定を受けた事業者（以下「助成事業者」という。）

は、助成対象経費に係る売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付きなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し又は随意契約をすることができる。

(計画変更の承認)

第9条 助成事業者は、軽微な変更を除き、助成対象経費の配分の変更その他申請書の内容を変更する場合には、あらかじめ様式第3号による計画変更申請書を所轄労働局長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 所轄労働局長は、前項の申請に基づいて審査を行い、承認又は不承認をしたときは、同項の計画変更申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に様式第4号により当該事業者へ通知するものとする。

(助成事業の廃止)

第10条 助成事業者は、第4条に規定する要件を満たすことができない場合は、様式第5号による事業廃止承認申請書を所轄労働局長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 所轄労働局長は、前項の承認をしたときは、同項の事業廃止承認申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に様式第6号により当該事業者へ通知するものとする。

(事業遅延の届出)

第11条 助成事業者は、予定の期間内に第4条に規定する要件を満たすことができないと見込まれる場合は、速やかに様式第7号による事業完了予定期日変更報告書を所轄労働局長に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第12条 第6条第1項の決定の日が属する会計年度の9月30日以前の助成事

業者にあつては同会計年度の末日まで、当該決定の日が当該日の属する会計年度の10月1日以後の助成事業者にあつては当該決定の日から6月を経過した日までの交付に必要な行為の実施状況について、様式第8号による状況報告書をそれぞれの日から起算して1月以内に所轄労働局長に提出しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、助成事業者は、助成金を交付する目的に必要な範囲で、所轄労働局長から要求があつたときは、速やかに当該要求に応じた報告をしなければならない。

(実績報告及び交付額の確定)

第13条 助成事業者は、申請書に記載した事業実施計画が完了したときは、当該完了日から起算して1月を経過する日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までの間に様式第9号による事業実績報告書に第4条の要件を満たしたことを証明する書面を添えて所轄労働局長に提出しなければならない。

- 2 前項の報告書の提出期限は、所轄労働局長の承認を受けたときは、前項の規定にかかわらず、その指定する日とすることができる。
- 3 助成事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 4 所轄労働局長は、第1項の報告書の提出を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、助成金の交付の決定の内容又は第9条に基づく計画変更の承認内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき額を確定し、第1項の事業実績報告書が到達した日から起算して原則として20日以内に様式第10号により交付額確定の通知を行わなければならない。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還)

第 14 条 助成事業者は、助成事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）は、様式第 11 号により速やかに、遅くとも助成事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに所轄労働局長に報告しなければならない。ただし、当該消費税仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。

なお、助成事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、業務改善助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

(交付決定の取消等)

第 15 条 所轄労働局長は、適正化法第 17 条に基づいて交付の決定を取り消した場合は、様式第 12 号により、助成事業者に通知するものとする。この場合において、既に業務改善助成金が交付されているときは、当該取消の対象となった助成事業者に対して、期限を定めて返還を命じなければならない。

2 所轄労働局長は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

3 第 1 項に基づく助成金の返還及び前項の加算金の納付期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額

に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(支払請求書の提出)

第 16 条 助成事業者は、第 13 条第 4 項の通知が到達したときは、速やかに様式第 13 号による支払請求書を所轄労働局長に提出しなければならない。

(財産の管理等)

第 17 条 助成事業者は、助成対象経費により取得し又は効用の増加した財産(以下「取得財産」という。)については、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的を超えない範囲で、その効率的運用を図らなければならない。

2 所轄労働局長は、助成事業者が取得財産を処分することにより、収入があり又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることができる。

(財産の処分の制限)

第 18 条 施行令第 13 条第 4 号及び第 5 号の規定により厚生労働大臣が定めるものは、取得価格又は効用の増加価格が 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産とする。

2 助成事業者は、施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ所轄労働局長の承認を受けなければならない。

3 前条第 2 項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(補助金の経理)

第 19 条 助成事業者は、助成事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して助成事業の収入額及び支出額を記載し、助成金の使途を明らかにしておか

なければならない。

- 2 助成事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに助成金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。ただし、事業により取得し又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(別表第1)

申請コース 区分	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
	対象事業場	引上げ額	助成率	引上げ 労働者数	上限額
①30円コース (800円未満)	事業場内最低賃金 800円未満の事業場 かつ事業場内最低賃 金と地域別最低賃金 の差額が30円以内 及び事業場規模 30人以下の事業場	30円以上	4/5	1～3人	50万円
				4～6人	70万円
				7人以上	100万円
②30円コース	事業場内最低賃金と 地域別最低賃金の差 額が30円以内及び 事業場規模30人 以下の事業場	30円以上	3/4	1～3人	50万円
				4～6人	70万円
				7人以上	100万円

(別表第2)

生産性要件を満たした場合の助成率
別表第1の①30円コース(800円未満)に該当する事業場にあつては9/10 別表第1の②30円コースに該当する事業場にあつては4/5

(別表第3)

経費区分
謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、原材料費、機械装置等 購入費、造作費、人材育成・教育訓練費、経営コンサルティング経費、委託費

(附則)

この要綱の規定は、平成31年4月15日以後の申請から適用する。